

料金受取人払郵便

近江守山郵便局
承認
122

差出有効期間
令和4年6月
30日まで
(切手を貼らずに
お出しください)

5 2 4 8 7 9 0

守山市吉身二丁目5番22号

守山市長宛



皆さまの「声」を生かします

市政について、「なぜっ!」「いいアイデアがあるの!」などと思われたことはありませんか。市民の皆さまから市政に対する意見や提案をお聴きします。寄せられた内容は、市長と担当課で、

市政に「生かす」方策を考えるとともに、郵送などでお返事します。
返事を希望する人は、必ず住所・氏名・連絡先を「記入ください(メールアドレスのみ、番地や名前の記載がない場合などは匿名扱いとなり、お返事できません)」。お寄せいただいた「声」の要旨を、市ホームページに掲載する場合があります(個人が特定できるような内容での掲載はしません)。

令和2年度 「市長への手紙」の受付件数

分野	件数	意見の主な内容
企画・総務・ 税務・人事	17	職員対応、庁舎、 広報など
環境・防災・ 市民生活	33	交通安全、騒音、 ごみなど
健康・福祉	36	新型コロナ感染症対策、保育園、 幼稚園、保健、 健診など
都市整備・ 産業経済	28	公園管理、道路、 上下水道など
教育・文化・ スポーツ	44	小・中学校、図 書館など
計	158	—



「わ」で輝かせようふるさと守山

【市の木】
クスノキ



【市の花】
妙蓮



のりしろ

のりしろ

キリトリ線

キリトリ線

※右の用紙を切り取って、お使いください(切手不要)。
市ホームページの専用フォームからも送信できます。

〈守山市の広聴制度〉

本市では「市長への手紙」のほかにも、広く市民の皆さまのご意見をお聴きする制度を設けています。

■市長への提案箱

市役所1階に提案箱を設置しています。用紙にご記入のうえ、投函してください。

■どこでも市長室

I. おでかけ型

市民の皆さまの申請により市長が地域へ出掛け、直接、皆さまと意見交換を行う制度です。

テーマは申請者が自由に設定できます。

対市内に在住・在勤または在学している人で構成する5人以上のグループ・団体など

II. いらっしやいませ型

市民の皆さまに市役所などにお越しいただき、テーマ別に直接市長が、皆さまと意見交換を行う制度です。詳しくは、秘書広報室までお問い合わせください。

☎秘書広報室

☎(582)1164

☎(583)5066



のりしろ

キリトリ線

のりしろ

キリトリ線

おとこご	〒(—)
	フリガナ
おなまえ	
☎	